

# 業務委託契約書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と株式会社テクノラボ（以下「乙」という。）は、甲のプラスチック製品設計製作等にかかる業務（以下「本業務」といい、本業務により乙から甲に納入される成果物を「本製品」という。）において以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

## 第1条（業務内容）

甲は、乙に対し、第3条に定める個別契約に基づいて本業務を委託し、甲はこれを受託する。

## 第2条（仕様）

1. 甲は、乙に対し、本製品に関する仕様を記載した仕様書および図面等（以下「本仕様書等」という。）を提供し、乙は本仕様書等にもとづいて本業務を遂行する。
2. 甲が仕様を変更する場合、甲は新たな本仕様書等を作成し乙に対し交付する。

## 第3条（個別契約）

1. 甲および乙は、本業務にかかる一案件ごとに個別契約を締結する。
2. 個別契約は甲が注文書を交付し、乙がこれを受領して応諾の意思を示したときに成立する。ただし、乙が注文書受領後2週間を過ぎて甲に対し拒絶の意思表示をしなかった場合、個別契約は成立したものとみなされる。
3. 本契約と個別契約に矛盾抵触がある場合、本契約の規定が優先して適用される。

## 第4条（資材等の購入費）

本業務の遂行に要する原料・資材（以下「資材等」という。）の購入にかかる費用は甲の負担とする。ただし、個別契約ごとに見積もりの範囲に含まれていることが明記された資材等については、乙の負担とする。

## 第5条（検査・引渡し）

1. 乙は、個別契約に定められた期日までに、本製品を甲が指定する場所に納入する。
2. 甲は、本製品が納入された場合、遅滞なく受入検査を行い、合格または不合格の結果を乙に通知する。
3. 甲は、前項の受入検査の結果、不合格となった本製品については、不合格となった箇所および理由について乙に通知する。
4. 第2項の規定による合格の通知を乙が受領したとき、本業務は完了したものとする。本製品の納入後2週間を過ぎて甲から乙に対して検査結果が通知されない場合、本製品は受入検査に合格し、本業務は完了したものとみなされる。
5. 第2項の規定による不合格の通知を乙が受領したとき、甲乙は不合格の原因を検討していずれかの責に帰すべきかにより負担を定めて、ただちに対策を講じるものとする。
6. 前項の負担に関し、本製品が各個別契約の当初の本仕様書等に係る仕様を満たさないことにより不合格である場合は乙が負担し、本製品に対する予見できない仕様の追加による不合格である場合は甲が負担し、これら以外の原因による不合格の場合は甲乙の協議により負担割合を定める。

## 第6条（対価の支払）

1. 本業務の対価は、個別契約において定めるものとする。
2. 甲は、前条により本業務が完了した日の翌月末までに、本業務の対価を乙が指定する口座に振り込んで支払う。

## 第7条（所有権及び知的財産権の移転）

1. 本製品の所有権は、乙が前条の対価を受領したときに、乙から甲に移転する。
2. 本製品に係る意匠、意匠登録を受ける権利及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、乙が前条の対価を受領したときに、乙から甲に移転する。ただし本業務の

過程で乙から甲に提案され本製品に採用されなかった意匠、設計案、対価の支払いのない試作モデル等、対価の支払いの対象となっていないものに係る意匠、意匠登録を受ける権利及び著作権については乙に留保される。

3. 本業務に関し得られた発明、特許を受ける権利、実用新案及び実用新案登録を受ける権利（以下「発明等」という。）は、当該発明等に対する貢献度に応じて甲乙協議の上その持ち分を決定する。
4. 前項の協議の結果、当該発明等が甲乙の共有と決定された場合、甲乙は別途締結する共同出願契約にしたがって、当該発明等に係る知的財産権を取得するための出願を行う。

#### 第8条（報告義務）

1. 乙は、甲に対し、本業務の作業の段階ごとに遂行状況を乙の基本書式に従って報告する。
2. 甲が前項と異なる様式での報告を乙に求め、または内容の調査を求める場合、甲は別途報告の様式を定めて乙に通知する。
3. 前項の場合、乙が通知した様式の報告の作成または内容の調査に工数が必要なときは、乙は甲に対して報告の作成および内容の調査に要する作業費を請求することができる。

#### 第9条（品質保証・契約不適合）

1. 乙は、本製品が第2条に定める本仕様書等に記載された仕様に合致することを保証する。
2. 甲は、本製品がその種類、品質または数量等に関して本契約または個別契約の内容に適合しない場合には、検収完了後6カ月以内に限り、乙に通知することにより、無償で補修または代金減額の措置を求めることができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

#### 第10条（契約の解除）

1. 甲および乙は、相手方に次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、催告なしにただちに本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。
  - (1) 相手方が本契約または個別契約の条項に違反し催告をしたにもかかわらず、20日以内に違反状態が是正されないとき
  - (2) 相手方が破産・会社更生・民事再生、特別清算、もしくはこれらに類似する手続きの申し立てを行ったとき
  - (3) その他契約の解除につき、相当の事由が認められるとき
2. 前項の場合、本契約を解除された当事者は、当該解除により解除をした当事者が被った損害の一切を賠償するものとする。

#### 第11条（個別契約の中途解約）

1. 個別契約に関し、当該個別契約に係る本製品の納入前に甲が乙に対して書面による申し出を行い、かつ乙がこれに同意した場合、甲乙は当該個別契約を解約することができる。
2. 前項の場合、乙は当該個別契約の進捗に応じて甲に対して当該個別契約で定められた対価の全額または70%の金額（以下「乙請求額」という。）を請求し、甲はこれを速やかに乙に支払う。但し、甲が支払額を乙請求額より低額に減額する旨の申し入れを行い乙がこれを認めた場合（以下、乙が認めた減額後の支払額を「減額後支払額」という。）、甲は乙に対して減額後支払額を速やかに支払う。
3. 個別契約に関し、当該個別契約に係る本製品の納入前に乙が甲に対して申し出を行い、かつ甲がこれに同意した場合、甲乙は当該個別契約を解約することができる。
4. 前項の場合、乙は甲に対して当該個別契約で定められた対価を請求しない。但し、乙の購入した資材又は乙が作成した資料を乙が甲に引渡すことを条件として、甲が前項の乙の申し出に同意する場合、乙は甲に対して、甲乙協議の上定めた対価を請求することができ、甲はこれを速やかに乙に支払う。

#### 第12条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本業務遂行のために、相手方から提供を受けた技術上または営業上その他業務上の一切の情報であって、秘密である旨が明示されて提供を受けた情報（以下「秘密情報」とい

い、当該秘密情報を提供した者を「開示者」といい、受領した者を「受領者」という。)を甲および乙以外の第三者に開示または漏洩してはならず、秘密情報の管理に必要な措置を講じなくてはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 開示者から開示を受け又は知得した時点において、秘密保持義務を負うことなく既に保有していたことを証明できる情報
  - (2) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - (3) 開示者から提供を受けた情報によらず、独自に開発したことを証明できる情報
  - (4) 開示者から開示を受け又は知得した時点において、既に公知又は公用となっていた情報
  - (5) 開示者から開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知又は公用となった情報
2. 受領者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に開示者からの書面による承諾を受けなければならない。
  3. 前2項にかかわらず、受領者は、法令の定めに基づく場合又は権限ある官公署から正当な開示の要求があった場合には、秘密情報を開示することができる。ただし、事前に開示者に書面による通知をし、当該情報の開示が最小限となるよう開示者と協力して対処しなければならない。
  4. 受領者は、秘密情報を本件業務又は本件開発の遂行に必要な範囲内でのみ使用し、事前に開示者からの書面による承諾がないかぎり、他の目的で使用してはならない。受領者は、開示者の書面による事前の承諾がないかぎり、秘密情報を複写、複製又は改変してはならず、複写、複製又は改変をした場合は、したのもも秘密情報として本条に従い扱わなければならない。
  5. 受領者は、秘密情報を自己の役員及び従業員並びに自己が選任する弁護士、弁理士、会計士及び税理士であって本件業務の遂行のために知る必要のある者(以下「役員等」と総称する。)に限り必要最小限の範囲で開示することができる。ただし、受領者は、当該役員等(法律上守秘義務を有する者を除く。)に対し、本条が定めるのと同等の義務を遵守させ、かつ、当該役員等の行為について開示者に対し全責任を負うものとする。
  6. 本契約終了時、受領者は、開示者の指示があった場合にはこれに従い、速やかに秘密情報を返還または廃棄する。
  7. 本条の規定は、本契約終了後、1年間有効に存続する。

#### 第13条(損害賠償)

甲および乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により被った損害について、相手方に対して、賠償を請求することができる。

#### 第14条(有効期間)

1. 本契約の有効期間は締結日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲または乙から文書による別段の申し出がある場合、1年に限り同一の条件をもって継続するものとする。
2. 本契約が期間満了、解約又は解除により終了した後も、第12条は1年、第6条、第7条、第9条、第10条第2項、第11条、第13条、本項、第15条第3項及び第4項、第16条、第18条及び第19条は、対象事項が存在する限りなお有効に存続する。

#### 第15条(反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、本契約締結時において、自ら(法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲または乙の一方が前項の確約に反する事実が判明したとき、その相手方は、何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。
3. 前項の規定により、本契約を解除した場合には、解除した当事者はこれによる相手方の損害を賠償する責めを負わない。
4. 第2項の規定により、本契約を解除した場合であっても、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

#### 第16条(合意管轄)

本契約に関し紛争が生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 17 条（協議事項）

本契約の各事項の解釈に関し疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項については甲乙協議の上解決するものとする。

第 18 条（免責）

本契約締結後、本製品の納入完了までの間に天災地変、その他不可抗力により本契約の履行に重大な支障が生じた場合、甲乙協議のうえ、本契約の履行条件等を変更することができる。

第 19 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠するものとし、これに従って解釈されるものとする。

年 月 日

(甲)

(乙) 神奈川県横浜市神奈川区青木町 6-19  
株式会社テクノラボ  
代表取締役社長 林 光邦